和歌山県医療勤務環境改善支援センター便り

Vol.16

2021年3月号

医療従事者の方へのストレスチェックについて

医療機関の皆様には、新型コロナウイルス感染症の対応にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。
ストレスチェックについては、労働安全衛生法により、労働者数50人以上の事業場での年1回の実施が義務付けられている制度です。
もうすでに実施した医療機関であっても、この第3波を受け、医療従事者がコロナ対応で燃え尽きる前に臨時に行うことも可能ですので、「ストレスチェック制度サポートダイヤル」等をご案内します。

【ストレスチェックを行うにあたっての相談先】
https://www.johas.go/sangyouhoken/helpline/tabid/1008/Dehault.aspx
産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

≪和歌山産業保健総合支援センターの連絡先≫
〔住所〕〒640-8137　和歌山市吹上2丁目1番22号　和歌山県日赤会館7階
〔電話〕073－421－8990

1. ストレスチェック制度　簡単！マニュアル（2019年7月更新）
2. ストレスチェック実施マニュアル（2019年7月改訂）
3. ストレスチェックプログラム　ダウンロードサイト
http://stresschek.mhlw.go.jp/

2021年4月より、36協定届の様式が変わります！

令和3年4月より36協定届（時間外・休日労働に関する協定届）の様式が変更になりますが、3月中に届出を行う場合、新様式と旧様式のどちらを使えばいいのかについてお伝えします。

どちらの様式を使うのかは、**届出日**が改正後の労働基準法施行規則の施行日である**2021年4月1日の前であるか、後であるかで判断**します。3月中に届出するのであれば、原則として旧様式を使うことになります。ただし、新様式で届け出ることを妨げるものではないとされています。

≪新様式の変更点≫

1. 押印・署名の廃止　※記名をする必要はあります。
（署名：自筆、記名：ゴム印や印刷）
2. チェックボックスにチェックする（2箇所あります。）
☑ 記名している労働者が、事業場のすべての労働者の過半数を代表するものであること
☑ 管理監督者ではなく使用者の意向に基づき選任された者ではないこと

36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法（記名押印又は署名など）により36協定を締結すること。

オンライン資格確認導入の補助金が増額される「追加プラン」が登場！

令和3年3月スタートの「オンライン資格確認」に向け、準備も本格化しているところですが、厚生労働省の発表によると、令和3年2月7日時点、カードリーダーの申込率は医療機関全体で28．5%にとどまっています。早期拡大を目指し、令和3年3月末までの申し込みを対象に補助金が次のように増額されます。

オンライン資格確認の導入等に係る費用の補助内容 ①マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入②ネットワーク環境の整備 ③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等			
病　院			診療所
顔認証付きカードリーダーを1台導入する場合	顔認証付きカードリーダーを2台導入する場合	顔認証付きカードリーダーを3台導入する場合	32．1万円を上限に補助 ※事業額の42．9万円を上限に、その3／4を補助
105万円を上限に補助 ※事業額の210．1万円を上限に、その1／2を補助	100．1万円を上限に補助 ※事業額の200．2万円を上限に、その1／2を補助	95．1万円を上限に補助 ※事業額の190．3万円を上限に、その1／2を補助	
追加的な導入支援策→令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関等は…			
210．1万円を上限に実費補助	**200．2万円を上限に実費補助**	**190．3万円を上限に実費補助**	**42．9万円を上限に実費補助**

【※消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額です。】

詳しくは、厚生労働省「オンライン資格確認の導入について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html
オンライン資格確認　医療機関等向けポータルサイト
https:www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/

最新情報も入手できますので、導入を決定されていない医療機関様もまずはポータルサイトへの登録を済ませておかれるとよいと思います。

第3次補正予算による医療機関追加支援！

令和2年度第3次補正予算において、新たに1兆6，447億円が計上されました。今回は「医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援」についてお知らせします。 なお、既に第2次補正予算にて同様の補助を受けた医療機関等も対象となります。

対象となる医療機関等	補助基準額	対象となる経費
院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う保険医療機関等	病院・有床診療所（医科・歯科） ⇒25万円＋5万円×許可病床数	令和2年12月15日から令和3年3月31日までにかかる感染拡大防止や診療体制確保等に要する費用 （例）消毒・清掃・リネン交換等の委託、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入、寝具リース、CTリース等

本補助金については、令和2年度事業の申請期限（令和3年2月28日（当 日消印有効））は過ぎていますが、令和2年度事業の申請期限に申請が間に合 わない医療機関等への対応は令和3年度に実施予定です（令和2年度事業の補助を受けた医療機関等は、令和3年度実施分では対象外となります）。
また、令和3年4月1日からの経費が補助の対象経費となる令和3年度実施分の詳細は後日改めて示されます。

1・2月の活動報告

- ☑ 個別支援・相談対応　＜2件＞
- ☑ 院内研修講師派遣　＜1件＞

和歌山県医療勤務環境改善支援センター
県民交流プラザ　和歌山ビッグ愛6階　公益社団法人和歌山県病院協会内
開設時間：平日9時～17時（土曜・日曜・祝日・12/29～1/3を除く）
TEL:073-488-5131　FAX:073-424-5676
E-mail:wabyokyo@silver.ocn.ne.jp
※ご来訪時は事前予約制・アドバイザーが病院訪問いたします